

羽生市公民館公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 羽生市公民館公衆無線LAN利用規約（以下「本規約」という。）は、羽生市（以下「本市」という。）が公民館に整備した公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する来館者又は施設利用者をいう。

(対象施設)

第3条 本規約が適用される施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中央公民館
- (2) 新郷公民館
- (3) 須影公民館
- (4) 岩瀬公民館
- (5) 川俣公民館
- (6) 井泉公民館
- (7) 手子林公民館
- (8) 三田ヶ谷公民館
- (9) 村君公民館

(サービスの内容)

第4条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができるものとする。

2 本サービスの利用に係る料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスの費用については、その理由に関わらず、当該利用者が負担するものとする。

3 本サービスの利用者は、第三者も利用可能であることを理解した上で、自己責任で利用するものとする。

(本規約への同意)

第5条 本サービスを利用したものは、本規約に同意したものとみなす。

(利用条件)

第6条 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 本サービスを利用するために必要な情報端末機器、ソフトウェア、供給電源等は、利用者が準備するものとする。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- 3 本サービスを利用するための情報端末機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 4 本サービスへ接続する情報端末機器のセキュリティ対策等の必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 5 利用者は、本規約によるほか、対象施設の管理者の指示に従い、対象施設の運営に支障を来さないよう、本サービスを利用しなければならない。

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。また、利用者の次に掲げる行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (8) 認証情報を不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
(利用の中止)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本市は事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を中止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と本市が判断した場合

2 本サービスの利用中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の停止)

第9条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期又は緊急に行う場合
 - (2) 地震、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
 - (3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他本市が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 本サービスの運用停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責事項)

第 10 条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保障も行わないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、本市は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

6 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとする。

(利用規約の変更)

第 11 条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

(利用者情報の収集)

第 12 条 本市は、利用者のアクセスログ及びMACアドレスその他の本サービスの適切な利用を図るために必要な利用者の情報を記録し、及び閲覧することができるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 13 条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約又は本サービスに関連して本市と利用者間で紛争が生じた場合、羽生市を管轄する裁判所に行うものとする。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。